

広島県高等学校文化連盟所有着ぐるみ（もみおん）貸出規程

（趣旨）

第1条 この規程は、広島県高等学校文化連盟所有着ぐるみ（もみおん）（以下「着ぐるみ（もみおん）」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第2条 着ぐるみ（もみおん）の貸出を希望する場合は、「広島県高等学校文化連盟所有着ぐるみ（もみおん）貸出申請書」（様式第1号）を、広島県高等学校文化連盟会長（以下「高文連会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。なお、申請は、使用の3箇月前から受け付けるものとする。

（貸出承認の範囲）

第3条 高文連会長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ（もみおん）の貸出を承認するものとする。

- （一） 広島県高等学校文化連盟の活動の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- （二） 広島県高等学校文和連盟の正しい理解の妨げになる、または妨げになるおそれのあるとき。
- （三） 着ぐるみ（もみおん）を正しい使用方法に従って使用しない、または使用しないおそれのあるとき。
- （四） 着ぐるみ（もみおん）について、脱着の過程を衆目にさらす、またはさらすおそれのあるとき。
- （五） 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- （六） 特定の個人、団体、政党または宗教団体を支援あるいは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- （七） その他、高文連会長が不適切と認めたとき。

（承認）

第4条 高文連会長は、前条の承認をするときは、「着ぐるみ（もみおん）貸出承認書」（様式第2号）を、貸出を希望する者に交付する。

（貸出等）

第5条 貸出を希望する者は、原則として、広島県高等学校文化連盟事務局（以下「事務局」という。）に来室して借り受けるものとする。

- 2 借り受けた者は、原則として、事務局に来室して点検を受けてから返却するものとする。
- 3 貸出は無料とする。
- 4 貸出期間は、「着ぐるみ（もみおん）貸出承認書」（様式第2号）に記載された日時とする。

(遵守事項等)

第6条 借り受けた者は、着ぐるみ（もみおん）を第三者に転貸してはならない。

- 2 借り受けた者が、着ぐるみ（もみおん）を損傷または紛失したときは、速やかに「着ぐるみ（もみおん）損傷（紛失）届」（様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 借り受けた者が、故意または重大な過失によって着ぐるみ（もみおん）を損傷したとき、ならびに紛失したときは、現物に相当する物または製作に要した費用をもって弁償する。

(承認内容の変更)

第7条 着ぐるみ（もみおん）の使用承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「広島県高等学校文化連盟所有着ぐるみ（もみおん）貸出承認内容変更申請書」（様式第4号）を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、第3条の規程を準用する。

(承認の取り消し)

第8条 高文連会長は、着ぐるみ（もみおん）の使用が、この規程または承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、「広島県高等学校文化連盟所有着ぐるみ（もみおん）貸出承認取消通知書」（様式第5号）をもって行う。
- 3 前2項の規程により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、着ぐるみ（もみおん）を使用してはならない。
- 4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規程により、着ぐるみ（もみおん）の使用を取り消した場合、貸出承認を受けた者に障害が生じても、広島県高等学校文化連盟はその責を負わない。

- 2 着ぐるみ（もみおん）の貸出承認を受けた者が、着ぐるみ（もみおん）の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、広島県高等学校文化連盟は、損害賠償、損害補償、その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみ（もみおん）の貸出の取扱いについて必要な事項は、高文連会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。